

# 卓話

平成 20 年 6 月 10 日

## 裁判員制度について

弁護士 森川幸江様

来年 5 月から裁判員制度が始まる。

### 1.何のための制度か

- イ.司法、行政改革の一環
- ロ.国民が参加すべきで、裁判員制度により国民の参加意識が高まる
- ハ.市民の目を加えることにより、冤罪を防ぐ

### 2.裁判員が参加する事件

- イ.殺人 ロ.強盗致死傷 ハ.危険運転致死 ニ.放火 ホ.誘拐
- 等の重大刑事事件で平成 18 年度は全国で 3,111 件、岐阜県 46 件

### 3.裁判員の役割

- イ.裁判官 3 名、裁判員 6 名の 9 名で評議・評決をする
- ロ.公判に出席
- ハ.有罪/無罪、量刑を 9 名の多数決で決め、判決をする

### 4.裁判員に選定される割合（試算）

平成 18 年の岐阜地裁に係属した対象事件数(46 件)と  
岐阜県内の有権者数(約 169 万人)を基に試算

